

1 平成23年（1月～11月）の110番通報の概要

○ 110番通報の受理件数等

- ・ 11月末現在、855万8,988件を受理しており、前年同期比では6万7,703件(0.8%)の増加。
- ・ 携帯電話(携帯電話、PHS等)からの受理件数は566万5,474件で、全体の66.2%を占めその比率は年々増加。

○ 事案別通報状況

事件・事故等の緊急の対応を要する通報は全体の73.7%であり、そのうち交通関係(交通事故等)が全体の29.9%と最も高く、以下、刑法犯関係(5.8%)、けんか口論(4.6%)、保護・救護(4.3%)、災害関係(0.8%)の順。また、増加率が最も高かったものは、災害関係で前年比23.3%増の約6万8,000件。

一方、緊急性のない通報が26.3%に上り、そのうち各種照会が全体の12.3%であり、以下、要望・苦情・相談(12.0%)、虚報・誤報(2.0%)の順。

緊急性のない通報が全体の26.3%を占めていることから、「#9110」警察相談専用電話等の各種相談電話の利用を促進する。

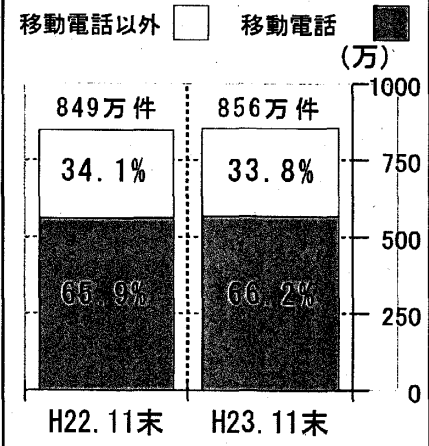
※ 「緊急性のない通報」とは、各種照会、要望・苦情・相談、虚報、誤報をいう。

○ リスponseタイムの状況

全国平均…6分53秒

※ 「リponseタイム」とは、110番通報を受理した通信指令室が、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間をいう。

110番通報受理件数(前年比)



2 平成24年「110番の日」の実施

1月10日を「110番の日」として各都道府県警察で広報活動を実施。

○ 広報内容

「110番通報の適切な利用」

- ・ 事件・事故等緊急の対応を必要とする場合における110番の利用。
- ・ 上記以外における警察相談専用電話(「#9110」番)等の各種相談電話の利用促進。

〈参考〉

平成23年全国通信指令・無線通話技能競技会(別添資料のとおり)

(※ 別添資料省略)

公安委員会 説明資料No.2	オウム真理教関係特別手配 被疑者の逮捕について（警視庁）	平成24年1月5日 捜査第一課 公安課
-------------------	---------------------------------	---------------------------

1 被疑者

住居 不詳

職業 不詳 平田 信（ひらた まこと） 46歳

2 被害者

住居 東京都江東区

職業 A 当時68歳

3 事案の概要

被疑者は、教団代表ほか数名と共謀して、平成7年2月下旬、東京都品川区内の路上において、被害者を車両内に押し込んで拉致し、山梨県西八代郡上九一色村に所在する教団施設内に連行して薬物を注射し、同年3月上旬、同所において気管閉塞等により死亡させたもの。

4 被疑者の逮捕

逮捕日時 平成24年1月1日（日）午前4時56分

逮捕罪名 逮捕監禁致死

5 捜査の経過

- (1) 本事件について、平成7年8月、被疑者を全国に指名手配し、さらに同年9月、警察庁指定特別手配とした。
- (2) 平成11年10月以降、私的団体による懸賞金（200万円）、さらに平成22年11月以降、捜査特別報奨金（300万円）の対象事件とした。
- (3) 平成23年12月31日午後11時50分ころ、被疑者が丸の内警察署に出頭したため、通常逮捕したもの。
- (4) 本年1月1日、特別捜査本部を再開設。
- (5) なお、被疑者は、平成7年3月に発生した爆発物取締罰則違反事件においても、本事件と同日付で、警察庁指定特別手配となっていた。

1 有識者会議開催の経緯

(1) 趣旨

九州地区で継続する対立抗争事件や、暴力団との関係遮断を図ろうとする事業者への襲撃事件等、暴力団が市民生活に対する大きな脅威となっている状況及びこれを受けて福岡県等から暴力団対策法の改正に関する要望がなされていること等を踏まえ、最近の暴力団情勢を踏まえた対策の在り方を検討するもの。

(2) 構成

憲法、行政法等の関係学界、法曹界、言論界、金融・建設等の関係業界のほか、関係地方公共団体からの有識者合計13人で構成（座長は川端博明治大学法科大学院教授（刑法））。

(3) 開催状況

10月28日、11月25日及び12月16日の計3回実施。警察庁から最近の暴力団情勢及び検討中の暴力団対策法一部改正骨子案の説明を行い、これを踏まえた討議が行われた。結果は、「暴力団対策に関する有識者会議報告書」に取りまとめられ、本日、川端座長から警察庁に提出された。

2 報告書の概要

(1) 総括

骨子案は、最近の暴力団情勢を踏まえた必要かつ目的にかなったものであり、内容も妥当であるとして基本的に了承。会議での指摘事項を踏まえて法律案の立案を進めるよう求めるとともに、その速やかな成立及び効果的かつ適切な運用を期待するものとされた。

(2) 主な指摘事項

- 市民に対する危害を防止するための規制強化については、特に危険性が高いと認められる場合に限定した規制であれば許容される。ただし、当該認定はしっかりと行う必要がある。
- 市民に対する危害を防止するための規制について、要件が厳しすぎて適用できないということがないように適切に運用すべきである。
- 事業者への襲撃事件を踏まえ、保護対策に万全を尽くすべきである。
- 適格団体による事務所使用差止請求制度については、現場の実務を踏まえた即戦力となる改正であり是非行うべきである。
- 暴力団対策法の罰則は不十分であり、厳罰化すべきである。

3 今後の予定

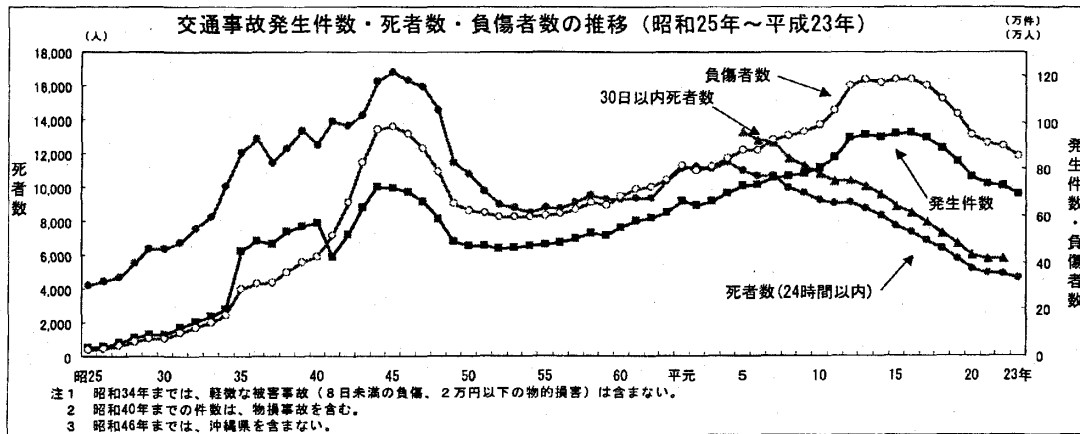
報告書で指摘された事項を参考にしつつ、次期通常国会への法案提出を目指して引き続き検討作業を進めていく。

1 平成23年中の交通事故発生状況

1 頁

死者数 4,611人(前年比 -252人、-5.2%)
 うち高齢者(概数) 2,262人(同 -188人、-7.7%)
 発生件数(概数) 69万,907件(同 -3万3,904件、-4.7%)
 負傷者数(概数) 85万2,094人(同 -4万2,187人、-4.7%)

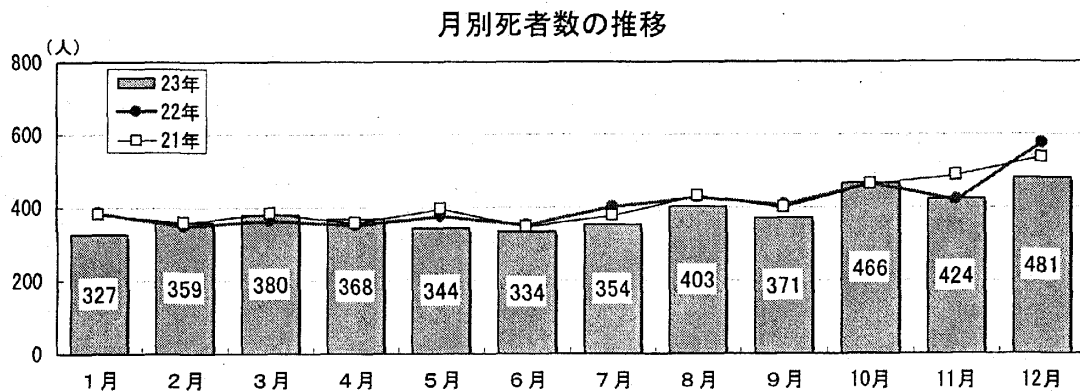
平成23年中の交通事故死者数は4,611人で11年連続の減少となり、4,000人台半ばとなった。負傷者数及び発生件数も7年連続で減少し、発生件数は平成4年以来19年振りに70万件台を下回った。



2 月別死者数の推移

2 頁

死者数を月別に前年と比較すると、減少した月が7か月であった。1日当たりの死者数は、12月が最多(15.5人)、1月が最少(10.5人)となった(年平均12.6人)。



月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	上半期計	7月	8月	9月	10月	11月	12月	下半期計	年間合計
1日当たり死者数	10.5	12.8	12.3	12.3	11.1	11.1	11.7	11.4	13.0	12.4	15.0	14.1	15.5	13.6	12.6

1 事案概要

石垣市議会議員等3人は、平成24年1月3日(火)午前9時30分にゴムボートを使用して魚釣島に上陸し、その後、午前9時52分に他の石垣市議会議員1人が泳いで魚釣島に上陸の上、午前11時57分まで同島に滞在したものの。

2 関係者

石垣市議会議員2人

ボクシングジム経営者1人

元新聞記者1人

3 沖縄県警察等の措置

沖縄県警察では、1月2日(月)に魚釣島に向けて航行中の関係者から電話により上陸の意思表示があった時点で、「上陸は、軽犯罪法違反に当たるおそれがある」旨の警告を実施。

その後、八重山署警備課員3人は、海上保安庁巡視船に乗船し、魚釣島近海において、海上保安庁とともに再度、警告等に当たったもの。

1 被害状況（1月4日現在。以下同じ。）

死者：15,844人、行方不明者：3,451人、負傷者：5,890人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約89,900人の警察官を派遣。
- 約4,800人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,600人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約1,200人（岩手約150人、宮城約400人、福島約650人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 27,000人	約 35,200人	約 27,700人	約 89,900人
人・日(延べ)	約254,900人	約326,200人	約267,900人	約849,000人

4 主な災害警備活動等

○ 行方不明者の捜索活動

- ・ 岩手県警察では約80人、宮城県警察では約50人、福島県警察では約20人の態勢（3県警察とも自県態勢のみ）で捜索活動を継続。
- ・ 福島県警察では、年末の12月29日、30日の両日、警戒区域を含む沿岸地域での一斉捜索を実施（各日、約170人体制、御遺体発見なし）。
- ・ 12月中、合計4体（岩手県2体、宮城県で2体）の御遺体を発見・収容。

※ 11月中の御遺体発見・収容数：合計8体（岩手県1体、宮城県6体、福島県1体）、10月は合計10体。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約260人体勢で、警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約140人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

○ 身元確認

警察官約50人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,100体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約96%）。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。